

野外専門員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）の処務規程第8条第2項の規定に基づき、野外専門員に関し必要な事項を定め、この法人の業務体制を強化することを目的とする。

(資格)

第2条 野外専門員は、自然生態系分野の有資格者で、野外活動経験5年以上とする。
2 自然生態系分野の有資格については、理事長が別に定める。

(業務内容)

第3条 野外専門員は、以下の業務を行う。

- (1) この法人が定款で規定した公益目的事業において、現地打ち合わせ等、野外での業務を担う。
- (2) 処務規程第8条第1項により、野外専門員は事務局員ではないので、野外での活動を原則とし、事務所勤務を要しない。
- (3) その他前条の目的を果たすために必要な活動を行う。

(出張命令及び報告)

第4条 野外専門員は、出張命令によって業務に従事し、報告書を提出するものとする。

(謝礼と交通費)

第5条 活動謝礼と交通費は、別に定め支給する。

(委嘱)

第6条 委嘱に関する取り決めは、野外専門員詳細要領に定め、理事長の決裁を経て行う。

(任期)

第7条 野外専門員の任期は1年とする。ただし、野外専門員またはこの法人、双方のどちらかから、任期1か月前までに申し出がない限り、自動更新とする。

(協議)

第8条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて協議の上、定めるものとする。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

この要綱は、平成23年2月25日から実施する。

この法人の移行登記の日までの間、「公益財団法人佐倉緑の基金」を「財団法人佐倉緑の銀行」と読み替えるものとする。